

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年2月9日	
【会社名】	鈴茂器工株式会社	
【英訳名】	Suzumo Machinery Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 美奈子	
【本店の所在の場所】	東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号	
【電話番号】	03(3993)1371	
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 谷口 徹	
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号	
【電話番号】	03(3993)1371	
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 谷口 徹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,079,820,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	420,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年2月9日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	420,000株	1,079,820,000	539,910,000
一般募集			
計(総発行株式)	420,000株	1,079,820,000	539,910,000

- (注) 1. 第三者割当の方法により割り当てます。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は539,910,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,571	1,285.5	100株	平成30年3月5日(月)		平成30年3月5日(月)

- (注) 1. 第三者割当による方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で本届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとしたします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
鈴茂器工株式会社 経営企画部	東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿通支店	東京都新宿区新宿三丁目14番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,079,820,000	5,000,000	1,074,820,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額に含まれる主なものは、弁護士費用、登記費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	支出予定額 (円)	支出予定時期
米飯加工機械の販売・サービスを行う現地子会社の設立	100,000,000	平成30年4月～平成32年10月
外食・小売・流通などの日系企業との合弁会社の設立	450,000,000	平成30年4月～平成32年10月
外食・小売・流通などの現地の企業への出資	450,000,000	平成30年4月～平成32年10月
上記 から に対する当社の人件費等運転資金	74,820,000	平成30年4月～平成32年10月
合計	1,074,820,000	

(注) 実際の支出までは当社銀行の口座で管理します。

本第三者割当による新株式発行は、Gulf Japan 1(以下、「GJ1」という。)及びGJ1の出資者Gulf Japan Food Fund LPの業務執行組合員であるGulf Japan Food Fund GP(以下、Gulf Japan Food Fund LP及びGulf Japan Food Fund GPを総称して「GJFF」という。)に投資助言を行うMizuho Gulf Capital Partners Ltd(以下、「MGCP」という。)との資本業務提携(以下、「本資本業務提携」という。)のために行うものであり、資金調達を主たる目的としておりません。前記差引手取概算額1,074,820,000円については、後記の「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 C 割当予定先の選定理由」に記載する日本的な米飯食市場を中東地域に普及拡大させるための事業活動に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりです。

2020年10月から開催されるドバイ万博の前を目途に中東地域における当社の米飯加工機械の販売・サービスを行う現地子会社の設立へ100,000,000円を見込んでおります。

2020年10月から開催されるドバイ万博の前を目途に現地に於いて外食・小売・流通などの事業を行う日系企業との合弁会社の設立へ450,000,000円を見込んでおります。

2020年10月から開催されるドバイ万博の前を目途に外食・小売・流通などの事業を行う現地企業への出資に450,000,000円を見込んでおりますが、現時点では出資先の企業は決まっておりません。上記のとおり、現地企業への出資を通じて日本的な米飯食市場を中東地域に普及させるための事業活動を出資企業と協業していくことを見込んでおります。

残額の74,820,000円については、上記 から を実現させるために当社が日本から派遣する役職員の人件費や出張旅費等の運転資金として見込んでおります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概況	名称	Gulf Japan 1
	本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	Director 菅原 均
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。
	資本金	1USD
	事業の内容	有価証券の保有及び運用
	主たる出資者及びその出資比率	Gulf Japan Food Fund LP 100%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 割当予定先であるGulf Japan 1の100%出資者Gulf Japan Food Fund LPに関する情報

a 割当予定先の出資者の概況	名称	Gulf Japan Food Fund LP	
	本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
	代表者の役職及び氏名	該当事項はありません。	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。	
	出資金	390,000,000USD	
	組成目的	投資事業運営	
	主たる出資者及びその出資比率	Eagle Properties(No.5) Limited 38.5% 株式会社みずほ銀行 25.6% 農林中央金庫 12.8% 株式会社海外需要開拓支援機構 10.3%	
	業務執行組合員等に関する事項	名称	Gulf Japan Food Fund GP
本店の所在地		Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者及び連絡先		国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。	
代表者の役職及び氏名		Director 菅原 均	
資本金		50,000USD	
事業の内容		投資事業運営	
b 提出者と割当予定先の出資者との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	
b' 提出者と割当予定先の出資者の業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

2. 割当予定先との「割当予定先の概況」及び「提出者と割当予定先との関係」並びに割当予定先の出資者との「割当予定先の出資者の概況」、「提出者と割当予定先の出資者との関係」及び「提出者と割当予定先の出資者の業務執行組合員等との関係」につきましては、平成30年2月9日現在の情報になります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、「米飯主食文化を世界へ」を理念として、1980年代前半に量産型寿司ロボットを開発し販売を開始しました。その結果、それまでは特別なときしか食すことのできなかった寿司を日常的な食として定着させ、寿司の大衆化に貢献してきたと考えております。寿司ロボット以外にも、おむすびや丼ぶり等へのご飯の盛り付けなど、手作りの味を実現する米飯加工機械の開発を行い、国内市場の広範な小売・中食・外食等の事業者へ当社の機械を提供しております。また海外市場におきましては、和食の世界無形文化遺産登録や訪日外国人旅行者の増加を背景として、寿司やおむすびなど日本的な米飯食の認知度が全世界で急速に高まっており、当社は海外販売協力会社と連携すると共に、アメリカにSUZUMO INTERNATIONAL CORPORATION、シンガポールにSUZUMO SINGAPORE CORPORATIONの拠点を構えて現地における米飯食の普及・啓蒙及び米飯加工機械の販売を行っております。

国内市場におけるこれまでの当社の事業成長は、寿司や丼ぶりをはじめとする米飯食文化の発展と多様化に伴って実現されてきました。したがって海外市場において当社米飯加工機械の販売を拡大し成長していくためには、現地の最終消費者が、日本的な米飯食を「手軽で」「美味しい」と感じ、食のライフスタイルの一部として定着化していくことが最も重要であると考えております。

こうした考えに基づいて、当社は北米、アジア、欧州市場を中心に米飯食の普及・啓蒙と米飯加工機械の販売を行い海外事業の展開をしてまいりましたが、今後の新たな市場として中東地域においても事業拡大を検討してまいりました。

中東は、湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)の加盟国6カ国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)を中心に経済発展を遂げており、海外資本や人材の流入に併せて都市の近代化や食文化の多様化が進展している地域であります。

現地の消費者に日本的な米飯食が認知され、食のライフスタイルの一部として定着することにより当社の米飯加工機械を必要とする小売・中食・外食等の事業者が増加していくと考えられることから、中東における当社の事業展開は小売・中食・外食等の事業者へ単に当社米飯加工機械の販売を行うだけでなく、こうした事業者と連携して、流通体制や最終消費者への啓蒙活動など食のパリチェーン構築への取組みを行うことで潜在的なニーズを掘り起こし、新たな米飯食市場を創造することが重要であると考えております。

一方、資本業務提携先であるMGCPは、株式会社みずほ銀行の100%子会社でアラブ首長国連邦のドバイに拠点を構えており、日本から中東地域に向けた食品・農林水産物ならびに関連する生産・操業技術等の輸出拡大を金融面からの支援を目的とするプライベート・エクイティ・ファンドであるGJFFへ投資助言を行っております。GJFFは日本から株式会社みずほ銀行、農林中央金庫のほか官民ファンドである株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)、中東から湾岸協力理事会加盟国6カ国の政府系基金より総額約3.9億米ドルの出資確約を受けております。MGCPはGJFFへの投資助言活動を通じて日本及び中東湾岸6カ国を対象とする「食」・「農」関連事業の成長・促進を図る活動を行っており、日本企業と中東企業をマッチングさせるプラットフォーム機能の発揮により、新たなアライアンスやパートナーシップから生み出される付加価値や市場の創造を目的に活動しております。

当社が中東地域における事業戦略のあり方を模索していたところ、MGCPは、当社が有する 省人化・省技術化機械、広範な国内米飯食事業者の顧客基盤、豊富な米飯市場や顧客に関する情報、多種多様な協力企業ネットワークなどの特長が、MGCPの目指す「中東における食のグローバルフードパリエチェーン構築」にとって有効な協業先であると判断し、昨年3月に資本業務提携の提案を受けました。

一方当社も当社が掲げる「米飯主食文化を世界へ」の理念と前記「中東における食のグローバルフードパリエチェーン構築」の考えが合致していることに加えて、()中東地域における現地企業(流通・外食等)や政府系機関とのネットワーク、()中東地域における消費トレンドや主要プレイヤーの動向等に関する豊富な市場情報、()経験豊富な投資プロフェッショナルなどの特長を持つMGCPと協業することが中東地域における当社の事業戦略を進める上で有効であると考えました。こうした両者の考えを踏まえて業務提携をすることとし、更に業務提携の目的をより確実かつ計画的に実践していくためには資本提携も重要であるとの考えから本資本業務提携の合意に至りました。

当社はMGCPから本資本業務提携にあたり当社の株式を保有するSPV(特別目的事業体)としてGJFFが100%出資するGJ1の設立及び割当予定先とする提案を受けました。当社は本資本業務提携に基づきGJ1に本届出書に基づく本第三者割当を行います。当社はMGCPと協業し、北米、アジア、欧州市場に続く新たな海外事業の柱として中東事業を展開することで、当社の海外事業は更に拡大するものと考えており、本資本業務提携及び本第三者割当は、今後の当社の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するとの考えに基づき、平成30年2月9日に当社の取締役会で承認され本資本業務提携をGJ1及びMGCPと締結しました。

当社は、本資本業務提携の取り組みを新たな礎として、世界に向けて食のライフスタイルに変革をもたらす企業を目指し更なる挑戦をまいります。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 420,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式については、本資本業務提携の下、中長期的に保有する方針である旨を口頭で確認しております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるGJ1は、当社の株式を保有することを目的としてプライベート・エクイティ・ファンドであるGJFFの100%出資によって設立されたSPV(特別目的事業体)であります。したがって、GJ1の払込みに要する財産の存在については、GJFFの資金の状況を確認することが適当であると考えております。

当社は、GJFFがGJFFの出資者である株式会社みずほ銀行、農林中央金庫、株式会社海外需要開拓支援機構、湾岸協力理事会加盟6カ国の政府系基金と取り交わした「出資確約に関する引受契約書」をMGCPより提示を受け、GJFFが出資者から平成30年3月5日の払込期日までに本第三者割当の払込みに要する資金の出資を受けることを確認した結果、当社としてかかる本第三者割当の払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先かつ資本業務提携先であるGJ1、GJ1の出資者であるGJFF並びに資本業務提携先であるMGCP(以下、「割当予定先等」という。)からは、同社が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書類を受領しております。また、インターネット等メディア掲載情報からの検索を実施したことに加え、割当予定先等の登記簿謄本等の書類の確認を行った結果、当社は、割当予定先等とその役員は特定団体等と一切関係を有していないと判断しました。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所に割当予定先等が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る平成30年2月9日開催の取締役会決議の直前営業日(平成30年2月8日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,571円と同額といたしました。

なお、当該発行価額は、直前営業日の1ヵ月間の終値平均値2,597円に対しては1.00%のディスカウント、同3ヵ月間の終値平均値2,514円に対しては2.27%のプレミアム、同6ヵ月間の終値平均値2,573円に対しては0.08%のディスカウントとなっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためです。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、平成30年2月9日開催の取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役3名)全員より当該発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであり、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により増加する株式数は420,000株(議決権数4,200個)であり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数6,060,000株に対する6.93%(平成29年9月30日現在の議決権総数60,356個に対する割合は6.96%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当は、当社と本資本業務提携先との提携を行うために実施されるものであり、前記「3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、今後の当社の成長基盤の確立と企業価値の向上に資するものとして、発行数量及び希薄化の規模においても、合理性があるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)
鈴木節子	東京都練馬区	1,375	22.78	1,375	21.30
鈴木美奈子	東京都練馬区	813	13.47	813	12.59
鈴木映子	東京都目黒区	813	13.47	813	12.59
Gulf Japan 1(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands			420	6.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REHCROO(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	361	5.97	361	5.58
鈴茂器工取引先持株会	東京都練馬区豊玉北2-23-2	274	4.55	274	4.25
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-13-14	162	2.68	162	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	153	2.54	153	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	134	2.21	134	2.07
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	120	1.99	120	1.86
株式会社みずほ銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5(東京都中央区晴海1-8-12)	96	1.59	96	1.49
計		4,301	71.26	4,721	73.13

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. Gulf Japan 1は、平成30年3月5日付けで株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行(常任代理人資産管理サービス信託株式会社)及び三菱UFJ信託銀行株式会社から228千株(議決権数2,280個)を譲り受け、これにより所有株式数は648千株、議決権割合は10.04%となる予定です。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を平成29年9月30日現在の総議決権数(60,356個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(4,200個)を加えた数(64,556個)で除して算出しております。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第57期)及び四半期報告書(第58期第2四半期)(以下有価証券報告書等といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)現在においても変更の必要がないものと判断しております。

2 設備計画の変更

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第57期)に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の新設 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)現在(但し、既支払額については平成30年1月31日現在)、以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京工場 (埼玉県 比企郡川 島町)	米飯加工 機械関連	生産設備	330,710	30,982	自己資本	平成29年 5月	平成30年 3月	
提出会社	販売子会 社(UAE)	米飯加工 機械関連	販売子会 社の設立	100,000		増資資金	平成30年 4月	平成32年 10月	
提出会社	合弁会 社(UAE)	米飯加工 機械関連	合弁会 社の設立	450,000		増資資金	平成30年 4月	平成32年 10月	

3 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第57期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月9日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が決議された日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金15円 配当の総額90,859,785円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

小根田育治、鈴木美奈子、小根田哲也、高橋正己を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

山本敏文を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	48,399	848	0	(注)1	可決(98.28%)
第2号議案 取締役4名選任の件					
1. 小根田育治	47,455	1,792	0	(注)2	可決(96.36%)
2. 鈴木美奈子	47,713	1,534	0		可決(96.89%)
3. 小根田哲也	48,725	522	0		可決(98.94%)
4. 高橋正己	48,405	842	0		可決(98.29%)
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件					
1. 山本敏文	49,200	34	13	(注)2	可決(99.90%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部株主からの各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

4 最近の業績の概要

平成30年2月9日開催の当社取締役会において承認された第58期第3四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)における四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,773,314	5,197,762
受取手形及び売掛金	1,367,252	1,338,353
たな卸資産	1,627,878	1,629,641
繰延税金資産	89,504	90,624
その他	39,640	45,598
流動資産合計	7,897,590	8,301,979
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,599,468	1,567,162
土地	1,062,506	1,062,506
その他（純額）	154,597	131,701
有形固定資産合計	2,816,572	2,761,370
無形固定資産		
投資その他の資産	134,454	72,858
投資有価証券	349,662	388,277
繰延税金資産	197,634	186,803
その他	197,991	200,296
貸倒引当金	12,030	12,280
投資その他の資産合計	733,258	763,098
固定資産合計	3,684,285	3,597,327
資産合計	11,581,875	11,899,307
負債の部		
流動負債		
買掛金	536,294	457,444
未払法人税等	277,381	102,200
賞与引当金	150,478	84,488
その他	466,405	429,119
流動負債合計	1,430,560	1,073,253
固定負債		
繰延税金負債	1,863	1,803
役員退職慰労引当金	15,301	13,768
退職給付に係る負債	623,125	658,480
その他	90,836	86,718
固定負債合計	731,127	760,770
負債合計	2,161,687	1,834,023

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	614,508	614,508
資本剰余金	443,050	443,050
利益剰余金	8,273,608	8,903,643
自己株式	2,988	3,339
株主資本合計	9,328,178	9,957,861
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	75,577	99,751
為替換算調整勘定	18,840	9,717
退職給付に係る調整累計額	2,408	2,047
その他の包括利益累計額合計	92,009	107,421
純資産合計	9,420,188	10,065,283
負債純資産合計	11,581,875	11,899,307

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	7,174,629	6,998,946
売上原価	3,747,274	3,570,134
売上総利益	3,427,354	3,428,812
販売費及び一般管理費	2,251,959	2,360,745
営業利益	1,175,394	1,068,066
営業外収益		
受取利息	2,355	958
受取配当金	2,766	1,818
為替差益	-	3,594
その他	2,506	2,259
営業外収益合計	7,627	8,630
営業外費用		
手形売却損	70	56
売上割引	2,113	2,317
為替差損	8,975	-
保険解約損	-	790
その他	725	60
営業外費用合計	11,885	3,223
経常利益	1,171,136	1,073,473
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,618
特別利益合計	-	2,618
特別損失		
退職給付費用	143,260	-
特別損失合計	143,260	-
税金等調整前四半期純利益	1,027,875	1,076,091
法人税等	427,818	355,197
四半期純利益	600,057	720,894
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	600,057	720,894

四半期連結包括利益計算書

第3四半期連結累計期間

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	600,057	720,894
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,659	24,174
為替換算調整勘定	39,535	9,122
退職給付に係る調整額	-	361
その他の包括利益合計	20,876	15,412
四半期包括利益	579,180	736,306
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	579,180	736,306
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、見積実効税率を使用できない場合には、法定実効税率を使用しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第57期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第58期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月22日

鈴茂器工株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士 渡邊 芳 樹

業務執行社員

指定社員

公認会計士 宮 崎 哲

業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている鈴茂器工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴茂器工株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、鈴茂器工株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、鈴茂器工株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6月22日

鈴茂器工株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員

公認会計士 渡邊 芳樹

業務執行社員

指定社員

公認会計士 宮崎 哲

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている鈴茂器工株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴茂器工株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月7日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 芳樹 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鈴茂器工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、鈴茂器工株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。